

計画事業番号	00065	事務事業名	母子・父子自立支援相談事業	担当部署	保健福祉部子育て支援室児童家庭課	電話	615
--------	-------	-------	---------------	------	------------------	----	-----

【基本情報】

事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項				
事務事業開始年度	平成8年度	個別計画等	北広島市子ども・子育て支援プラン				
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	単独	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	(第 1 章) 支えあい健やかに暮らせるまち (第 3 節) 子育て支援の充実 (施策 2) ひとり親家庭への支援
2 対象	母子家庭、父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)、寡婦及びDV被害者
3 目的と内容	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員が住宅・家庭紛争・医療・子育て等の生活や求職活動・就業・経済支援等の問題に関し、必要な相談、指導、支援を行う。また、DV被害者に関する相談、支援を行う。
4 実施内容(手段)	27年度まで 非常勤職員として母子・父子自立支援員(家庭児童相談員兼務)3名を配置し、相談指導業務を実施(事業費は1名分で、2名分は家庭児童相談室運営事業に計上)。 生活一般、職業能力の向上及び求職活動・就業についての相談指導、その他ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な支援(児童扶養手当・福祉・医療等)、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談、民生委員やハローワーク、保健・医療・福祉関係機関との連携、DVの相談対応などを実施。
	28年度 非常勤職員として母子・父子自立支援員(家庭児童相談員兼務)3名を配置し、相談指導業務を実施(事業費は1名分で、2名分は家庭児童相談室運営事業に計上)。 生活一般、職業能力の向上及び求職活動・就業についての相談指導、その他ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な支援(児童扶養手当・福祉・医療等)、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談、民生委員やハローワーク、保健・医療・福祉関係機関との連携、DVの相談対応などを実施。

【事業の計画・実績】

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画
母子・父子自立支援員による各種相談の実施	相談件数 実件数 286件 延べ件数 2,751件	母子・父子自立支援員による各種相談の実施	母子・父子自立支援員による各種相談の実施	母子・父子自立支援員による各種相談の実施	母子・父子自立支援員による各種相談の実施	母子・父子自立支援員による各種相談の実施	母子・父子自立支援員による各種相談の実施

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成29年度に向けた具体的な方向性		評価区分
前年度 2次評価	現状継続	現状継続とする。		「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統合」 「休止・廃止」 「終了」
1次評価	現状継続	現状継続とする。ひとり親家庭の生活一般相談・就職相談・福祉資金の貸付相談・DV相談と多種多様な内容で多くの相談件数があり、関係機関と連携を強化しながら実施する。		
2次評価	現状継続	現状継続とする。		

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額、当初予算額又は推進計画額			2,219	2,566	2,609	2,609
事業額	直接事業費	国支出金	0	0	0	0
		道支出金	0	0	0	0
		地方債	0	0	0	0
		その他特財	0	0	0	0
		一般財源	2,219	2,566	2,609	2,609
	① 合計		2,219	2,566	2,609	2,609
	人件費	② 人数(年間)	0.40	0.40	0.40	0.40
		③ 1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
		④ =②×③	3,600	3,600	3,600	3,600
		総事業費①+④		5,819	6,166	6,209

【評価指標】

指標名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動指標	①年間相談件数	目標値	374	374	374	374
		実績値	286			
	②児童扶養手当受給者数(3月末)	目標値	537	537	537	537
		実績値	514			
③	目標値					
	実績値					
成果指標	① 相談割合	目標値	69.6	69.6	69.6	69.6
		実績値	55.6			
	② 【指標の定義(算式等)】	目標値				
		実績値				
③ 【指標の定義(算式等)】	目標値					
	実績値					

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	母子・父子自立支援員の委嘱については、法律で定められている。ひとり親家庭の生活状況は依然として厳しいが、児童の就学相談や保護者自身の求職活動の相談など、相談事例は継続的な対応を要するものが多く、国が拡充するひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を推進する必要がある。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	継続的な生活相談のほか、離婚・DVに係る相談や児童扶養手当の受給、就業の支援、貸付等の相談に対応しており、ひとり親家庭の生活の安定と自立に有効に機能している。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	家庭児童相談員との兼務による3名体制としており、継続的対応を要する相談や児童の養育に関連する相談が増加している中で、兼務体制の利点を生かした情報の共有を図っている。また、引き続き生活困窮者支援法に基づく相談窓口との連携を図ることにより、より相談体制の充実を図っていく。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	限られた人員体制の中で年々相談件数が増加しており、削減の余地はない。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	<input checked="" type="checkbox"/> 法律の義務付けあり	<input type="checkbox"/> 法律の義務付けなし
------------------------	---	------------------------------------

【民間活力の活用性評価】 (事業担当部局が評価)	<input type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働が可能である。
	<input checked="" type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。